幼児教育・保育無償化　必要な手続確認シート

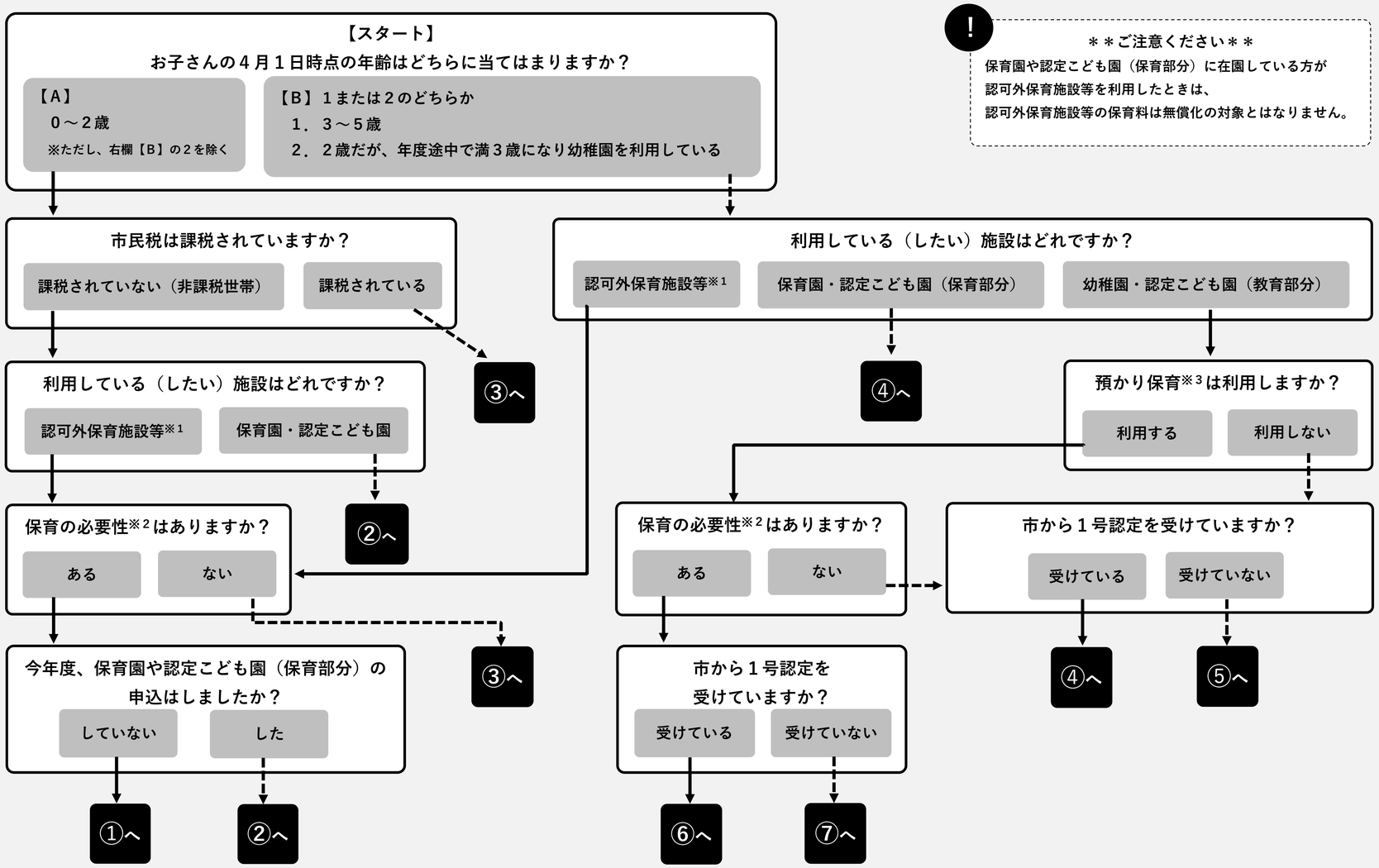

＊＊ご注意ください＊＊

保育園や認定こども園（保育部分）に在園している方が
認可外保育施設等を利用したときは、
認可外保育施設等の保育料は無償化の対象とはなりません。

①　保育料無償化の対象です。

手続きが必要です。
利用施設や市役所で必要書類をもらい、
市役所こども福祉課へ提出してください。

②　保育料無償化の対象です。

特別な手続きは不要です。

③　保育料無償化の対象にはなりません。

④　保育料無償化の対象です。
給食費や延長保育料等は別途かかります。

特別な手続きは不要です。
一部の方は給食費の内、副食費も免除となります。

⑤　保育料無償化の対象です。

手続きが必要です。
市役所学校教育課で必要書類をもらい、
学校教育課へ提出してください。

⑥　保育料＋預かり保育料無償化の対象です。

預かり保育料無償化のため、手続きが必要です。
利用施設で必要書類をもらい、施設へ提出してください。
市外施設の場合は、事前に市役所へお問い合わせ
ください。

⑦　保育料＋預かり保育料無償化の対象です。

手続きが必要です。
市役所学校教育課で必要書類をもらい、
学校教育課へ提出してください。

※１　館林市内の無償化対象の認可外保育施設等

- **認可外保育施設**
  - 館林厚生病院　院内保育所
  - 託児室エンジェルハウス２４
  - 慶友整形外科病院　慶友保育所
- **一時預かり事業／在園児以外対象**
  - 渡瀬保育園
  - 成島保育園
- **病児保育事業**
  - 病児保育室ぱんだ
- **子育て援助活動支援事業**
  - 館林市ファミリー・サポート・センター

館林市外の認可外保育施設を利用する場合は、無償化
対象施設かどうか施設に確認の上、こども福祉課へ
申請してください。

※２　保育の必要性の認定基準（両親共に、以下のいずれかの事由に該当）

理由	認定期間・条件
就労 日常の家事以外の就労をしている場合 自営、農業、内職等含む	就労している期間 **※月48時間以上かつ週4日以上勤務** が条件
妊娠・出産 妊娠中又は出産後間もない	**出産予定日の産前２か月から産後最長３か月**（多胎妊娠の場合産前３か月）
保護者の疾病・障がい 病気やけが、心身に障がいがある場合	療養等に必要な期間
同居や長期入院中の親族の**介護・看護** 病人や心身障がい者を常時介護・看護している場合	介護・看護を必要とする期間
災害復旧 震災や風水害、火災などの復旧にあたっている場合	復旧に必要な期間
求職活動（起業準備含む）	**２か月間** （原則、求職を理由とした期間の延長不可）
就学（職業訓練含む）	学業や訓練が修了するまでの期間
虐待・ＤＶのおそれがある	虐待・DVのおそれがなくなるまでの期間
育児休業中の継続利用 児童の発達状況や家庭の状況の理由により、引き続き集団保育が必要と認められる場合	育児休業を取得している期間 **※育児休業取得以前から、在園施設等を利用していること**が条件

※３　預かり保育

開所時間の範囲内で、基本利用時間以外もお子さんを
預かる仕組みです。

ご不明な点はお問い合わせください。
館林市役所　０２７６－７２－４１１１

●幼稚園について
学校教育課学事係（内２２１，２２２）
●その他施設について
こども福祉課保育係（内６４４、６３９）